

PwC Immigration News

Global Immigration Alert: United Kingdom

英国政府による、EU 国籍者の英国居住登録に関する主旨文の発表

英国政府は 2018 年 6 月 21 日に、英国に居住する EU 国籍者とその家族が EU 離脱後も引き続き居住する為の居住登録スキーム（以下「EU 居住登録スキーム」）に関し、具体案を発表しました。以下の点が提案されております。

- 2020 年 12 月 31 日時点で、英国に継続して 5 年間居住する EU 国籍者とその家族に対し、永住権 (Settled status) の資格が与えられる。
- 2020 年 12 月 31 日までに英国に入国したが、2020 年 12 月 31 日の時点で英国居住期間が 5 年に満たない EU 国籍保持者とその家族に対し、継続して居住を許される準永住のステータス (Pre-settled status) が与えられる。更に、5 年間英国に継続して居住した時点で永住権取得の資格が与えられる。
- Settled status、Pre-settled status の EU 国籍者とその家族は、現在受給可能なレベルのヘルスケア、年金その他イギリスの制度を引き続き利用できる。
- 英国外に住む 家族（配偶者、シビルパートナー、婚姻に準ずる生活を営むパートナー、子供、孫、親、祖父母等の扶養家族）は、2020 年 12 月 31 日時点で英国内に居住する EU 国籍者と家族関係が続いていることを条件に、スキーム実施期間以降も EU 国籍者の扶養家族として英国に入国、滞在することが可能となる。将来生まれる子供に対しても同様の措置が取られる。

EU 居住登録スキームのもとでの英国居住ステータスの登録作業は、以下の 4 ステップとなります。

1. 申請フォームの記入・入力（オンライン入力が可能。オプションとして郵便申請も可）
2. 料金の支払い（申請一件につき、16 歳以上は £ 65、16 歳未満の場合は £ 32.50）

3. 身分、国籍の証明となる書類の提出（オンラインポータル上でデータのアップロード、若しくは、当局への郵送も可）
4. 申請者の本人確認の為の、デジタル顔写真の提出

英国政府は、提出書類を軽減するため、HMRC（英國税務当局）、DWP（雇用・年金当局）を通し身元チェックを行う意向。また、現行 EU 法のもとでの申請の際に、総合医療保険(Comprehensive Medical Insurance)が課される場合でも、当該登録スキーム上では、この条件が免除となります。

登録後は、以下のステータスが付与されます。その際、書類原本は発行されず、全てデジタル上にて登録、管理されます。

- 準永住ステータス (Pre-settled status) : 継続居住年数 5 年未満の場合
- 永住ステータス (Settled status) : 継続居住年数 5 年以上の場合

尚、通常 12 か月のうち 6 か月以上の英国不在期間がある場合、下記の例外が当てはまらない限り、英国での継続居住が中断したとみなされます。

- 妊娠・出産、重病、留学、職業訓練、海外勤務などの特別な理由（ただし、一度の不在期間が 1 2 か月未満であることが条件）
- 強制的な軍役

英国に 5 年間継続的に居住し、更に、申請の時点で 5 年以上の英国不在期間がないことを条件に、永住権の資格は存続します（過去の 5 年居住に基づき永住権申請が可能）。

当該スキームは 2018 年後半に開始する予定であり、英国の EU 離脱前までに英国に居住する EU 国籍者、更に、移行期間に英国に入国した者を対象に、2021 年 6 月 30 日まで申請が可能となります。

現行 EU 法のもと既に永住証明書（Permanent Residence）を取得済みの者に対しては、登録料金は課されません。同様に Pre-settled status を付与された者が、将来 Settled status を申請する際にも、登録料金支払いは免除となります。

雇用者への影響

今回の英国政府による発表により、当該スキームが如何に EU 国籍者に適用されるかにつき、明確化されました。

当該スキーム導入に伴い、雇用者は、EU 国籍を保持する従業員が、居住ステータスの申請を完了しているか、またどのようなステータスを保持しているか、モニタするシステムを構築する必要があります。

また、今後 EU 国籍を保持する従業員が英国外へ派遣される場合、英国不在期間が将来の永住権にどのような影響を及ぼすかについて、事前に話し合うことが可能になります。

尚、今回の発表はアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ、スイスは対象に含まれていない点にご留意ください。英国政府は、これらの国とは現在交渉中ではあるものの、同様の取り決めが適用されることが望ましいと表明しています。

今回の発表は、主に永住ステータス（Settled status）に焦点が当てられており、現時点では、移行期間後に英国に入国する EU 国籍者に対する規制等については発表されておりません。

PwC

武田真純 +44 (0)7 702 697 283

伊東孝 +44 (0)7 483 326 984

Bo (Clov) Wang +44 (0)7 710 036 917

イミグレーションチーム: japan.uk.immigration@uk.pwc.com

Japanese Business Network (JBN)

For JBN enquiries: japan@uk.pwc.com

Find us here: www.pwc.co.uk/japan

UK PwC Japanese Business Network publishes the following newsletters.

- **Hotline:** Accounting, tax, UK economy and legal updates for Japanese companies operating in the UK.
- **J HR News:** HR, personal tax, global mobility and pensions updates for HR professionals dealing with Japanese expatriates in Japanese companies operating in the UK.
- **Immigration News:** UK immigration rule updates for HR, legal and other professionals dealing with immigration issues for Japanese expatriates within their organisations.

If you would like to subscribe to any of our newsletters, or for general enquiries on UK Japanese Business Network, please contact japan@uk.pwc.com.

To unsubscribe from PwC Immigration News, please contact japan@uk.pwc.com with the words “unsubscribe from PwC Immigration News” in the subject line.

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2018 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, “PwC” refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.